

2020年（令和2年）8月20日

藤沢市教育委員会
教育長 岩本 将宏 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

市立小・中・特別支援学校の施設の運営及び維持管理に係る個人情報
を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから
収集することに伴う本人通知の省略，個人情報を目的外に提供す
ること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコ
ンピュータ処理について（答申）

2020年（令和2年）8月3日付けで諮問（第1031号）された市立小・中
・特別支援学校の施設の運営及び維持管理に係る個人情報を本人以外のものから収
集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略，個人情報を
目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略並びにコ
ンピュータ処理について，次のとおり答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。
以下「条例」という。）第10条第2項第5号の規定による本人以外の
ものから収集する必要性があると認められる。
- (2) 条例第10条第5項ただし書の規定による本人以外のものから収集す
ることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (3) 条例第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要性があると
認められる。
- (4) 条例第12条第5項ただし書の規定による目的外に提供することに伴う
本人通知を省略する合理的理由があると認められる。
- (5) 条例第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことは，適当であると認
められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると，本事務を執行するに当たり個人情報を本人以外
のものから収集する必要性及び本人以外のものから収集することに伴う本人通
知を省略する合理的理由，目的外に提供する必要性及び目的外に提供することに

伴う本人通知を省略する合理的理由並びにコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

本市では、藤沢市市政運営の総合指針2020において、安全で安心な暮らしを築くこと及び笑顔と元気あふれる子どもたちを育てることを掲げており、様々な施策に取り組んでいる。また、藤沢市教育振興基本計画において、基本方針の一つとして、安全・安心で、学びを支える学校づくりを進める、とし、安全・安心で快適な学校施設等の整備を施策の柱として位置づけている。

防犯カメラ及びテレビドアホン（以下「防犯カメラ等」という。）により画像を撮影及び録画すること並びに防犯カメラ等を設置していることを掲示することは、学校への不法侵入の未然防止及び不審者への抑止効果が期待できることから、犯罪から児童生徒を守り、安全で安心な学校生活が送れるよう、市立小・中・特別支援学校全55校に防犯カメラ等の設置を予定している。

防犯カメラの撮影対象区域は、当該学校の校門と通用門及びそれにつながる敷地内通路とし、特定の個人及び建物等を監視することがないように設置する。また、テレビドアホンについては、入室前及び退出後であっても来校者の確認を行うことができることから、より安全安心な教育環境を整備することができると考え、職員玄関に設置する。

防犯カメラ等により人物を撮影及び録画することは、個人情報以外のものからの収集となる。また、画像はデジタルディスクレコーダーに内蔵のハードディスク、テレビドアホンモニター親機及び増設モニターに保存するため、コンピュータを使用して行われる情報の蓄積となる。

以上のことから、個人情報を本人以外のものから収集すること及び本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略並びにコンピュータ処理について、また、刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく個人情報の照会について、本敷地内で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火、学校稼業時間後の建造物侵入の捜査に限り、目的外に提供すること及び目的外に提供することに伴う本人通知の省略ができるものとする包括的な取扱いについて、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することについて

ア 個人情報を本人以外のものから収集する必要性

防犯カメラ等の撮影対象区域には、児童生徒、保護者及び学校関係者ほか、業者等不特定多数の者が立ち入るため、撮影対象者を限定することは困難であり、児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障を生じるおそれがある。このことから、本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある。

イ 本人以外のものから収集する個人情報

防犯カメラ画像及びテレビドアホン画像

(3) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知の省略について

本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像等であり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困

難であることから、本人通知を省略するものである。

なお、児童生徒、保護者及び学校関係者には、通知文書等による説明を行い、防犯カメラ等設置場所周辺で見やすい場所に防犯カメラ等を設置し録画している旨、当該防犯カメラ等の管理者及び犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨を表示する。また、広報ふじさわに掲載することにより周知を図る。

(4) 個人情報を目的外に提供することについて

ア 個人情報を目的外に提供する必要性

市立小・中・特別支援学校で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火、学校稼業時間後の建造物侵入に限り、事件の早期解決につながる代替え手段が無い場合には、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要性がある。

なお、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合は、藤沢市立小・中・特別支援学校防犯カメラ及びテレビドアホン個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行い、画像の提供記録については、5年間保存する。

イ 目的外の提供先

司法警察員として職務を行う者、検察官及び検察事務官

ウ 目的外に提供する個人情報

防犯カメラ画像及びテレビドアホン画像（必要最低限の範囲に限る。）

(5) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知の省略について

目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ等による画像であり、当該画像で確認される情報で、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できないため本人通知は省略する。

なお、本人が特定された場合は、当該本人が事件に関与している可能性があるため、本人通知をすることにより当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する。

(6) コンピュータ処理について

ア コンピュータ処理を行う必要性

防犯カメラ等の画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しが容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある。

イ コンピュータ処理を行う個人情報

防犯カメラ画像及びテレビドアホン画像

なお、撮影範囲は学校敷地内のみとし、近隣家屋及び歩行者等が画像に映り込む場合は、マスク等画像処理を施すものとする。

ウ システムの機器構成

(ア) 防犯カメラ

当該学校校舎及び体育館等施設の壁面に防犯カメラ1台から4台を、職員室に電源ユニット、デジタルディスクレコーダー及びカラーモニターを設置する。防犯カメラで撮影した画像は、電源ユニットを経由し、デジタ

ルディスクレコーダーで録画すると同時にカラーモニターに画像を表示する。

a 防犯カメラ

小学校108台，中学校43台，特別支援学校4台を，当該学校の校門と通用門及びそれにつながる敷地内通路を撮影できる建造物壁面に設置

b 電源ユニット及び録画装置，カラーモニター

各校1台を職員室に設置

(イ) テレビドアホン

職員玄関壁面にカメラ玄関子機1台，職員室にモニター親機1台，事務室に増設モニター1台を設置し，カメラ玄関子機で撮影した画像をモニター親機及び増設モニターに録画すると同時にモニター親機及び増設モニターに画像を表示する。

a カメラ玄関子機

各校1台を職員玄関の外壁に設置

b モニター親機

各校1台を職員室に設置

c 増設モニター

各校1台を事務室に設置

(ウ) 鶴南小学校について

鶴南小学校は，現在，校舎の建て替え工事を行っているため，2022年（令和4年）8月までは既存校舎に設置し，2022年（令和4年）9月に仮設校舎に移設し，2024年（令和6年）7月に新校舎に移設する予定である。

(エ) 白浜養護学校について

白浜養護学校は，当該学校から危険認識が不十分な児童及び生徒が誤って校外へ出てしまうことの未然防止及びそうした者の早期発見を目的に，2015年（平成27年）1月に藤沢市個人情報保護制度運営審議会において，見守り目的の防犯カメラ3台の設置について諮問し，答申（第703号）を受け，現在運用しているが，当該防犯カメラについても，小・中学校と同様に防犯目的としても運用するよう変更する。

エ 安全対策及び日常的な処理体制

防犯カメラ録画装置は，職員室に設置し，セキュリティワイヤーでの施錠又はネジ止めでの固定により持ち出しを防止する。テレビドアホンモニター親機及び増設モニターは，職員室及び事務室の壁に固定する。また，操作を行う際は，パスワードを設定することで，管理責任者及び管理取扱者以外の者が利用できないよう利用者を制限し，パスワードは1年ごとに更新する。

なお，防犯カメラ画像については，保存期間である10日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し，順次上書きがされるようになっている。テレビドアホン画像については，20件までの画像をモニター親機本体に保存し，順次上書きがされるようになっており，保存期間である10日間

を超える場合は、管理責任者及び管理取扱者が該当画像を消去する。

(7) 実施時期（予定）

2021年（令和3年）4月1日

(8) 提出書類

ア 標準設置例（案）

イ 設置箇所・配置図（案）

ウ 設置機種（案）

エ 藤沢市公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する指針

オ 藤沢市立小・中・特別支援学校防犯カメラ及びテレビドアホン運用基準（案）

カ 藤沢市立小・中・特別支援学校防犯カメラ及びテレビドアホン個人情報の目的外提供についてのガイドライン（案）

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」(1)から(5)までのとおりの判断をするものである。

(1) 個人情報を本人以外のものから収集する必要性について

実施機関では、防犯カメラ等の撮影対象区域には、児童生徒、保護者及び学校関係者ほか、業者等不特定多数の者が立ち入るため、撮影対象者を限定することは困難であり、児童生徒の安全確保及び犯罪の未然防止を図る上でも著しい支障を生じるおそれがあるため、本人の同意を得ることなく本人以外のものから収集する必要がある、としている。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集する必要性があると認められる。

(2) 個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、本人以外のものから収集する個人情報は、防犯カメラ画像等であり、撮影対象区域には不特定多数のものが立ち入るため、個人を特定することは事実上困難である、としている。

なお、児童生徒、保護者及び学校関係者には、通知文書等による説明を行い、防犯カメラ等設置場所周辺で見やすい場所に防犯カメラ等を設置し録画している旨、当該防犯カメラ等の管理者及び犯罪捜査のため画像の目的外提供があり得る旨を表示する。また、広報ふじさわに掲載することにより周知を図る、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を本人以外のものから収集することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(3) 個人情報を目的外に提供する必要性について

実施機関では、市立小・中・特別支援学校で発生した傷害、暴行、窃盗、器物損壊又は建造物損壊、放火、学校稼業時間後の建造物侵入に限り、事件の早期解決につながる代替え手段が無い場合には、目的外提供を行うことができるものとする包括的な取扱いをする必要がある、としている。

なお、犯罪捜査のために捜査機関から刑事訴訟法第197条第2項の規定に基づく照会を受けた場合は、藤沢市立小・中・特別支援学校防犯カメラ及びテレビドアホン個人情報の目的外提供についてのガイドラインに基づく運用を行い、画像の提供記録については、5年間保存する、とのことである。

以上のことから判断すると、目的外に提供する必要性があると認められる。

(4) 個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由について

実施機関では、目的外に提供する個人情報は、防犯カメラ等による画像であり、当該画像で確認される情報で、個人を特定することは事実上困難であることから、通知の送付先が特定できない、としている。

なお、本人が特定された場合は、当該本人が事件に関与している可能性があるため、本人通知をすることにより当該捜査の遂行に支障が生じるおそれがある旨を捜査機関に確認できた場合に限り、本件にかかわる本人通知を省略する、とのことである。

以上のことから判断すると、個人情報を目的外に提供することに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

(5) コンピュータ処理を行うことについて

ア コンピュータ処理を行う必要性について

実施機関では、防犯カメラ等の画像保存については、データの蓄積容量も多く長期的に使用しても画像が劣化せず、必要な部分の画像の取り出しが容易なハードディスクを採用するため、コンピュータ処理を行う必要がある、としている。

以上のことから判断すると、コンピュータ処理を行う必要性があると認められる。

イ 安全対策及び日常的な処理体制について

実施機関では、安全対策として、次のような措置を講じるとしている。

防犯カメラ録画装置は、職員室に設置し、セキュリティワイヤーでの施錠又はネジ止めでの固定により持ち出しを防止する。テレビドアホンモニター親機及び増設モニターは、職員室及び事務室の壁に固定する。また、操作を行う際は、パスワードを設定することで、管理責任者及び管理取扱者以外の者が利用できないよう利用者を制限し、パスワードは1年ごとに更新する。

なお、防犯カメラ画像については、保存期間である10日間を超えない期間分の画像をハードディスクに保存し、順次上書きがされるようになっている。テレビドアホン画像については、20件までの画像をモニター親機本体に保存し、順次上書きがされるようになっており、保存期間である10日間を超える場合は、管理責任者及び管理取扱者が該当画像を消去する。

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、防犯カメラ設置場所周辺のほか撮影箇所周辺に防犯カメラを設置し録画している旨等の表示をすること、並びに現時点では犯罪発生等の実績が多くないため、藤沢市立小・中・特別支援学校防犯カメラ及びテレビドアホン個人情報の目的外提供についてのガイドラインの「傷害」及び「暴行」の犯罪類型を削ることについて検討することを要望する。

以 上